すわほうじん　第126号　平成27年11月1日発行（年4回、2･5･8･11月、各1日発行）〈平成14年1月24日第三種郵便物認可〉

すわほうじん

平成27年11月1日発行　第126号　　一般社団法人 諏訪法人会

126
2015/NOV.

主な内容

《平成28年度税制改正要望概要》　**平成28年度税制改正に関する提言[要約]**
《税務署だより》
税を考える週間「税の役割と税務署の仕事」
いよいよ、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）がはじまりました
《法人会の地域社会貢献活動・経営支援事業》
クリーンアップキャンペーンin茅野を実施
「春風亭昇太・落語講演会」を開催
《税法・税務研修会》　**マイナンバー制度導入後の会社実務対応講座を開講します**

秋空に映える八ヶ岳と高嶺ルビー　（茅野市北山、糸萱メルヘン街道より）

めざします企業の繁栄と社会への貢献

ホームページ:http://www.suwahoujinkai.jp/　メールアドレス:info@suwahoujinkai.jp

あなたにとってもイータックス　国税は申告も納税も会社のパソコンで！

法人会の平成28年度、会員企業の役に立つ「税制改正に関する提言」を宣言

全法連主催の「第32回法人会全国大会」が10月8日、徳島市において開催されました。大会の中で「平成28年度税制改正に関する提言」の実現を強く求め、徳島の地で全国の会員企業の総意として宣言されました。

平成 28 年度税制改正スローガン

◆厳しい財政状況を踏まえ、国、地方とも行財政改革の徹底を！
◆中小企業の力強い成長なくして真の経済再生なし！
◆法人の実行税率を早期20%台に引き下げ、軽減税率15%本則化の実現を！
◆中小企業の円滑な事業承継のために、欧州並みの本格的な税制の創設を！

平成 28 年度　税制改正に関する提言（要約）
―基本的な課題―

Ⅰ. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

・財政健全化目標を達成するには、厳しい財政規律の下で歳出・歳入両面からより堅実な数値目標を設定して地道に取り組むことが求められる。
⑴財政健全化は歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出は聖域を設けず具体的削減の方策と工程表を明示し着実に実行すべきである。
⑵消費税率10%への引き上げに当たっては、経済への負荷を和らげる財政措置も必要であるが、それが財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。
⑶国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

・持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。
⑴年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
⑵医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。
⑶介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。
⑷生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
⑸少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。
⑹企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

・消費税引き上げは国民に痛みを求めることに変わりはなく、その理解を得るには地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。
⑴国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
⑵厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
⑶特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
⑷積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

・消費税率10%への引き上げにあたっては、行政改革の徹底、歳出の見直しに本腰を入れるだけでなく、景気動向も十分注視する必要がある。
⑴軽減税率は事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、当面（税率10%程度までは）は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。
⑵低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。
⑶現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
⑷消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

・国は、制度の仕組みなどについて周知に努め、定着に向けて取り組んでいく必要がある。
また、マイナンバー運用に当たっては、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護が十分に担保される措置を講じることが重要である。
・マイナンバーによる国民の利便性を高めるためにも、e-TaxやeLTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。同時に、システム構築面などで行政側のコスト意識の徹底も求めておきたい。

6. 今後の税制改革のあり方

・今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性――などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率20%台の早期実現

・アジアや欧州各国との税率格差は依然として残っているうえ、社会保険料を含めた企業負担は年々高まっており、国際競争力や外国資本の対日投資面などで懸念が指摘されている。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて軽減する必要があり、「20%台」は早期に実現すべきである。
・税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば、引き続き恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されるのが望ましい。
⑴我が国の立地条件や国際競争力強化などの観点から、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の法人実効税率を実現する。
⑵代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

⑴中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
⑵中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成28年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。
⑴相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。
②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
③対象会社規模を拡大する。
⑵親族外への事業承継に対する措置の充実
⑶事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

Ⅲ. 地方のあり方

・地方分権の必要性は、国・地方の財政や行政の効率化を図るだけでなく、地方活性化という観点からも強調されてきた。そしてその基本理念が地方の自立・自助にあることも指摘されてきた。政府が進める地方創生でもこの基本理念を十分に認識する必要がある。
・我が国の財政を健全化するためには、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。地方交付税改革をさらに進め、地方行政に必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

同報126号と一緒に、マイナンバーに関する小冊子2冊を配布しました。

★社内取扱いを最終確認!　マイナンバー対応チェックリスト

★自社の業務ですぐ使える!　マイナンバー対応規程・書式集

※より実務的に利用できる冊子ですので、有効に活用してください。
※「中小規模事業者の特例的な対応方法」にも対応しています。

法人会 会員募集運動実施中!!

非会員のお取引先、お知り合いへお声掛け、
ご紹介をお願いします。

12月末まで

諏訪法人会に入会すると

- 著名人による各講演会
- 法律・労務相談1時間まで無料
- セミナーDVD・オンデマンドサービス利用無料
- ホームページに無料で企業PRを掲載
- 役員・社員の生活習慣病予防健診・PET/CTがん検診の実施
- 役員向け経営者大型保障制度及び従業員向け各保険制度
- 企業広告チラシを会報へ無料折り込み
- 税制、経営等に関する小冊子の配布

そのほかいくつか特典があります。

入会金1,000円、年会費は資本金により6段階になっていますが27年度は不要です。
25年度より、本会の目的及び事業に賛同していただいた個人も入会できることとなりました。
（賛助会員）

全国では82万社が加入する団体でさまざまな業種の人と出会い、新しい仕事へのつながりを生み出します。また、経営に差がつく税の知識や経営情報をご提供します。

組織委員会では募集期間中の支部別目標数決めました。

諏訪支部	13社	下諏訪支部	5社
岡谷支部	11社	富士見支部	4社
茅野支部	11社	原　支部	3社

目標達成に向け会員、役員のみなさまのご協力をお願いします。

すわほうじん　第126号　（第三種郵便物認可）　平成27年11月1日発行

マイナンバー制度の実践実務がはじまりました

会社が対応すべきもの

①業務フローやマニュアル等の見直し　②社員への研修
③安全管理措置の整備（基本方針・取扱規程の策定）
④就業規則の見直し（個人番号カードの写し提出に係る条項等）
⑤予算の見積と計上　⑥システムの改修　⑦委託契約の見直し

注.マイナンバーガイドラインでは、基本方針の策定をはじめとする安全管理措置について、「中小規模事業者（従業員が100人以下）の特例的な対応方法」が用意されています。
※今回配布の「マイナンバーチェックシート」と「規程・書式集」を参照してください。

個人番号利用のスケジュール

		27年(2015)	28年(2016)	29年(2017)
制度	個人番号の通知	10月通知開始		
	個人番号カードの申請	10月申請開始		
	個人番号の利用		1月利用開始	
	個人番号カードの交付		1月交付開始	
	マイナポータルの運用			1月運用・利用開始
会社のすべき事	上記①～⑦の業務	12月末まで必須		
	従業員等の番号取得	10月事前収集可能	1月取得開始	
	申請書・申告書・調書等への記載（原則）		1月記載開始	
	厚生年金・健康保険関係の届出書等			1月記載開始

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

〈引受保険会社〉アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）長野支社
〒380-0823 長野県長野市南千歳1-12-7 新正和ビル4F
法人会フリーダイヤル 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。
AF法推-2015-0025 6月10日

税務署だより

「税を考える週間」〔平成27年11月11日（水）～17日（火）〕

国税庁では、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から11月17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

平成27年の「税を考える週間」は、テーマを「税の役割と税務署の仕事」とし、以下のとおり実施します。

1　国税庁ホームページによる広報

国税庁ホームページ内の**「ご紹介します　税の役割と税務署の仕事」**を「税を考える週間」の実施に合わせて更新します。

税の役割と税務署の仕事
税を考える週間 11/11▶17

- **イラストやグラフで見る税の役割と税務署の仕事**
  国税庁の取組等を分かりやすく最新のデータで紹介します。
- **動画で見る税務署の仕事**
  調査や徴収などの業務をドラマ仕立てで紹介します。
- **国税庁の取組紹介**
  国税庁レポートなど、国税庁の1年間の活動やその年のトピックについて、統計資料等を交えながら説明しています。

2　SNSを利用した広報

- **ツイッターによる情報発信**
  「税を考える週間」の実施に合わせて国税庁ホームページのインターネット番組「Web-TAX-TV」や新着情報などの各種情報を発信します。

3　社会保障・税番号制度の導入など国税庁の取組を紹介します

- **社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入**
  社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入に伴い、国税庁は、法人番号の付番機関となるとともに、個人番号及び法人番号の利活用機関となりました。
  法人番号は、個人番号と異なり利用範囲に制限がなく、社会的なインフラとして官民問わず幅広い分野で利活用されることが重要です。国税庁では、関係省庁と連携を図りつつ、国・地方の各行政機関や民間団体に対して、「わかる。つながる。ひろがる。」をキャッチフレーズに制度説明や利活用の働きかけに取り組んでいます。

- **e-Tax**
  スマートフォンやタブレットによる納付手続等のサービスを開始したほか、添付書類のイメージデータによる提出など、更なる利便性の向上に向けた施策に取り組むこととしています。

4　講演会の実施や関係民間団体等との連携

開　催　日	行　事　名	場　所　等	主　催　団　体　等
11月 6日（金）	税の一日無料相談	茅野市役所	関東信越税理士会　諏訪支部
11月11日（水）	記念講演会 ・諏訪税務署長 ・ことのは語り　木村 まさ子 様	RAKO華乃井ホテル	諏訪税務署管内納税関係団体連絡協議会
11月16日（月）	納税表彰式	諏訪税務署	
期間中随時放送予定	税金クイズ「税金クイズ2015」	LCV-TV	諏訪税務署管内納税関係団体連絡協議会 関東信越税理士会　諏訪支部

いよいよ、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が始まります

社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。平成27年10月から、個人番号（マイナンバー）・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。

個人番号・法人番号について

個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。

この個人番号は、通知カードにより、市区町村から住民票の住所に簡易書留で送付されますが、個人番号は社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に1法人1つ指定され、国税庁から通知されます。個人番号と異なり、法人番号は、原則として公表され、どなたでも自由に利用できます。（長野県の法人については、平成27年11月4日（水）の発送、11月6日（金）の公表を予定しております。）

税務関係書類への番号記載について

マイナンバー制度導入に伴い、国税分野では、税務署等へ提出いただく申告書・法定調書等にも番号（個人番号又は法人番号）の記載が必要となります。番号の記載が必要となる時期の例は、以下のとおりです。

	記載対象	一般的な場合
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	（平成28年分の場合）平成29年2月16日から3月15日まで
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	（平成28年12月末決算の場合）平成29年2月28日まで
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から	（例）平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書→平成29年1月31日まで
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

本人確認の方法について

個人番号の提供を受ける際は、成りすましを防止するため、厳格な本人確認が義務付けられています。

したがって、個人番号が記載された申告書や法定調書などを税務署等へ提出する際には、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。また、事業者の方が法定調書に記載するために従業員の方などから個人番号の提供を受ける際には、本人確認をしていただく必要があります。

マイナンバー制度導入に向けた準備について

1　対象業務の洗い出し

（1）マイナンバーの記載が必要な書類の確認[1]
- 給与所得の源泉徴収票、支払調書等の税務関係書類
- 健康保険・厚生年金保険、雇用保険関係書類

（2）マイナンバー収集対象者の洗い出し[2]
- 従業員等とその扶養家族
- 報酬（講師謝礼、出演料等）の支払先
- 不動産使用料の支払先
- 配当等の支払先　等

1　書類の提出者または支払調書に記載が必要となる報酬等の支払先が法人である場合には、提出者（または支払先）の法人番号の記載が必要。
2　報酬、不動産使用料、配当等の支払先が法人である場合には、支払先の法人番号の収集が必要。

2　洗い出された対象業務に対する対応方針の検討

マイナンバー制度導入後は、源泉徴収票の作成事務等のため、企業（個人事業主）は従業員等のマイナンバーを取り扱うことになりますので、マイナンバーの適切な管理のために、以下の事項について準備しておく必要があります。

（1）社内規定の見直し（基本方針、取扱規程（本人確認方法等）の策定）
（2）組織体制の整備（担当部門・担当者の明確化等）
（3）物理的安全管理措置の検討（特定個人情報等の漏えい及び盗聴等を防ぐための検討）
（4）マイナンバーの収集スケジュールの策定

3　従業員や取引先など、番号を提供する者[3]への周知

（1）収集までのスケジュールの提示（収集開始時期等の確定）
（2）教育・研修
（3）利用目的の確定・提示

4　関連システムの改修又は導入

5　その他必要に応じた準備

申告書や源泉徴収票等の様式が変わります

（例）　番号制度導入前

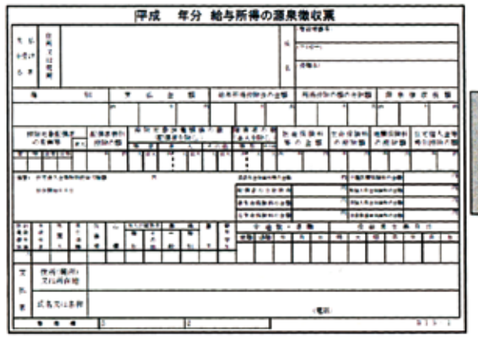

○このほか、給与所得の源泉徴収票及び給与支払報告書は、A6サイズからA5サイズになります。
※給与所得の源泉徴収票には、税務署提出用と本人交付用がありますが、本人交付用には、支払者の個人番号又は法人番号は記載しないこととなっています。

番号制度導入後のイメージ

平成27年3月31日現在のイメージです。確定様式ではありません。色付き部分については特に変更の可能性があります。

事業者の方は、給与所得の源泉徴収票の作成、社会保険の事務手続などで従業員の方などの個人番号を取り扱うことになりますが、その際には、特定個人情報保護委員会が作成したガイドラインを踏まえた対応が必要になります。特定個人情報の漏えい・紛失を防ぐために、事業内容や規模に応じて、必要な対応ができるよう準備をお進めください。

国税に関する社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞について」をご覧ください。

社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞
法人には、法人番号が通知されます。

― 税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス　www.nta.go.jp ―

3　法人番号を提供する者を含む。

原支部寄稿

各支部ごとに支部事業や地域の行事などを掲載します。次回は「 諏訪支部 」です。

マイナンバー制度研修会を開催しました。

原支部では、去る9月25日（金）にマイナンバー制度研修会を原村商工会と共催で開催しました。当日は茅野市、クレインストンコンサルタント事務所の鶴石悠紀所長を講師にお招きしマイナンバー制度導入に向けて、制度の概要、導入後の実務や安全管理、その対応策について研修しました。早ければ来年の1月以降に実際に使用する可能性もあり情報収集など早期に準備が必要との認識も深めることができ、各企業担当者も熱心に受講され、大変有意義な研修会となりました。

第17回　クリーンアップキャンペーンin茅野

総勢51名が参加

9月5日（土）茅野支部の企画により、環境美化活動「クリーンアップキャンペーン」を実施。尖石考古館周辺を4班に分かれ、翌日行われる「縄文の里マラソン」の大会に訪れるランナーらを気持ちよく会場に迎えようと、マラソンコースとなる八ヶ岳エコーライン沿いのほか、総延長約5キロ区間で空き缶やごみを拾って歩いた。

参加者は1時間30分ほどかけ爽やかにウォーキングをしながらごみを拾い、縄文の湯で昼食を兼ねた親睦会をおこなった。

長野県法人会連合会青年部合同例会

春風亭昇太　落語独演会

◆主催　（一社）長野県法人会連合会青年部連絡協議会　◆主管　（一社）諏訪法人会青年部

昇太 師匠「船徳」

9月4日（金）茅野市民館マルチホールにおいて、県法人会連合会青年部連絡協議会主催、諏訪法人会青年部主管の「春風亭昇太落語独演会」が行われた。

深井部長が、県協議会の会長に就任したことに伴い、10年に1度行う県連事業を当地で開催したもので、深井部長の大学時代の先輩である昇太さんをお招きした。今回も地域活性化の一助にと一般公開し県下青年部員80名、会員140名、一般360名、合計500名の皆様にお運びいただいた。

まず、弟子の昇羊（しょうよう）さんの前座落語「寿限無」に始まり、林家あずみさんの三味線漫談をはさみ、昇太さんの新作落語「ストレスの海」と古典落語「船徳（ふなとく）」の二席で観客のご機嫌をうかがった。枕は笑点の裏話で盛り上がり、昇太さんが結婚できない訳、出会いがないから、女性アシスタントがいたっていいじゃないかと自虐ネタで会場を沸かせた。

弟子の昇羊さん
「寿限無」

林家あずみさん
「俗曲」

SPOT NEWS　スポットニュース

研　修　会

◇決算説明会（8/6～7）

管内2会場（茅野・諏訪）で決算説明会を諏訪税務署との共催で実施。
資料は「会社の決算申告の実務」「消費増税のあらまし」他。12月、2月にも開催する。

役員会・委員会・部会

◇総務委員会（7/24 林 裕彦委員長）

地域社会貢献事業について（クリーンアップキャンペーン）/法人会全国大会について

◇研修委員会（8/6河西 正一委員長）

研修委員会事業について（講演会等）/研修冊子の選定について

◇組織委員会（9/2小笠原 弘三委員長）

厚生制度（保険）の普及と推進について/福利厚生事業について（生活習慣病予防健診）

◇理事会（9/15 花岡 柾好会長）

27年度各委員会・部会事業について

青年部主管「会員ゴルフコンペ」

青年部主管による会員交流ゴルフコンペが7月22日諏訪湖C.Cにて開催され36名が参戦しました。成績は下記のとおりです。

優　勝	小笠原 弘三	準優勝	山崎 典夫
第3位	西村 章	ベストグロス	山崎 典夫

LCV「税金クイズ2015」

地元のLCVテレビによる「税」を考え広報する番組「税金クイズ2015」が11月14日～15日まで延べ8回放映されます。この番組は10月14日にLCVスタジオで収録され、今年も諏訪税務署管内納税関係団体5チームに諏訪実業高チームが加わり対抗戦形式で行われました。法人会チームは茅野支部から井原正生さん（イハラ工業）、大谷伸和さん（甲信代理店）、塚本絹江さん（深井製作所）の3名が出場し最後まで健闘、成績は3位となりました。

【放送予定】

LCV－TV　【121チャンネル】	LCV－TV　【122チャンネル】
11月14日……9時、13時、20時	11月14日……19時
11月15日……9時、13時、20時	11月15日……19時

第32回法人会全国大会　徳島大会

本年度全国大会は、10月8日徳島市で開催され花岡会長、五味副会長、事務局の3名が参加しました。翌日、セイコーエプソン旧高木事業所跡地に技術センターを移転予定の発光ダイオード大手「日亜化学工業本社」を視察いたしました。

生活習慣病予防健診

福利厚生事業の一環として、8/31より岡谷、諏訪、茅野会場において実施。前回を上回る252名が受診した。

女性部30周年記念事業「秋の研修会」

30周年を記念し、6月に舞の海秀平氏の講演会を開催したことにより、大相撲観戦を企画、9月14日、両国国技館にて大相撲9月場所を観戦しました。上松町出身の御嶽海を手作りうちわとオンベを振りながら全力で応援、36名の大きな声援と揃いの青いハッピが目立ち、新聞社より取材を受けるほど。テレビで見るのとは違う大迫力の相撲に大興奮の1日となりました。また車中では、いちごプロジェクトクイズ、税金ビデオ学習も行いました。

勝名乗りを受けた御嶽海

・告知板・

年末調整説明会のご案内

11月　9日（月）	茅野市役所8階大ホール
11月10日（火）	岡谷カノラホール 小ホール
11月11日（水）	富士見町コミュニティプラザ
11月12日（木）	下諏訪町役場4階講堂
11月13日（金）	諏訪市文化センター大ホール

平成27年分の説明会が左記のとおり開催されますのでご案内します。

＊各会場とも午後1時30分から2時間程度です。
＊諏訪税務署より事前に送付される関係書類をご持参ください。

決算説明会のご案内

□諏訪会場　12月2日（水）　諏訪市文化センター 第1集会室
□岡谷会場　12月3日（木）　岡谷商工会議所

＊各会場とも午後2時～3時30分です。
＊12月～2月決算会社が対象です。
詳細は諏訪税務署よりハガキにて事前にご案内があります。

「税を考える週間」記念講演会のご案内

聴講無料　申込不要、会場の法人会受付へお越しください。

『育み はぐくまれ』

日　時：平成27年11月11日（水）
会　場：RAKO華乃井ホテル

◆諏訪税務署長　山本 一義 氏　午後2時～2時30分
◆ことのは語り　木村 まさ子 氏　午後2時30分～4時

主催：諏訪税務署管内納税関係団体連絡協議会

講　師　ことのは語り　木村 まさ子 氏

どうする？　どうなる？　会社事務・実務が激変する！

マイナンバー制度 導入後の会社実務対応講座

今回のセミナーでは、マイナンバー制度が平成28年1月から利用開始されるにあたり、実務対応を中心に解説します。27年10月より個人番号と法人番号が順次通知されてきており、実践的な実務がスタートしております。またこれからという会社でも間に合うよう、会社の実務担当者が何をすべきか、基礎的な知識を幅広くコンパクトに説明します。

※「ほうじん」秋号に同封のチラシよりお申込みください。
※電卓・筆記用具をご持参ください。

日　時：平成27年11月16日（月）
午後1時30分～3時30分
会　場：ホテル 紅や

聴講無料

講　師
特定社会保険労務士
ドリームサポート社会保険労務士法人代表取締役　安中 繁 氏

編 集 後 記

女性部30周年記念講演会に、NHK相撲解説者「舞の海」さんを招き開催したことや、木曽上松出身の御嶽海関が十両に昇進された等で、秋の女性部研修会は、両国国技館で大相撲観戦を計画、36人が参加致しました。諏訪法人会の水色の法被を着て、法人会のうちわに御嶽海を印刷し、金色のおんべを持って声援。応援の甲斐が有り見事に2勝目をあげ、気分のよい一日でした。研修会ですので、バスの中では税に関するDVD「けんたくんの大冒険」「マルサの女」を上映、また全国女性会の「いちごプロジェクト～無理なく節電、使用電力削減めざします！～」活動にちなみ、省エネ・節電・地球温暖化クイズを行いました。「温暖化が進むとどんなことが起こるか？」「温暖化を防ぐのに役立つことを3つ選ぶ。」「日本は世界の国で5番目にCO_2を排出している。」など10項目を行いました。意外と知らなかった事に大きな驚きの声が上がりました。鬼怒川が氾濫して大変な時でしたので、大型台風は温暖化の影響によることを実感しました。「無理なく節電」を心がけましょうね。

広報副委員長　奥原久子

すわほうじん　第126号　発行／一般社団法人諏訪法人会　〒392-0023　諏訪市小和田南10-29　☎0266-53-7810
編集／広報委員会　定価　150円　（法人会会員の誌代は年会費に含まれています）

大同生命は1902（明治35）年に創業しました。
中小企業経営者のもしものときの力になりたい。
創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した
「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、
いまも大同生命に受け継がれています。

大同生命大阪本社（大阪市西区江戸堀）――加島屋本家跡地

広岡浅子（1849-1919）
～大同生命の創業者の一人～

大同生命の礎を築いた
大坂の豪商“加島屋”

旧肥後橋本社ビル
（設計：W・M・ヴォーリズ）

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。

DAIDO 大同生命保険株式会社

T&D
T&D保険グループ

松本支社 諏訪営業所/長野県諏訪市沖田町3-15（フロンティアビル3F）TEL 0266-58-7888